

# 労務 ROAD

## 令和 6 年 10 月施行 社会保険適用拡大 Q&A

現在、厚生年金保険の被保険者数が 101 人以上の企業等で週 20 時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険の加入対象となっています。この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和 6 年 10 月から、厚生年金保険の被保険者数が 51 人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

### Q1 厚生年金保険の被保険者数が 51 人以上の企業等とは？

- 1 年のうち 6 月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者の総数が 51 人以上となることが見込まれる企業等のことです。
- なお、2024 年 9 月 30 日までに、50 人を超えなくなったときには、「特定適用事業所該当取消申出書」を、年金事務所や事務センターへ届け出ることにより、特定適用事業所に該当することを取り消すことができます。

### Q2 加入対象（短時間労働者）の要件は？

- 被保険者数 51 人以上の企業等に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象になります。
  - 週の所定労働時間が 20 時間以上
  - 所定内賃金が 8.8 万円以上
  - 2 ヶ月を超える雇用の見込みがある
  - 学生ではない

### Q3 施行日から特定適用事業所に該当する適用事業所や該当する可能性がある適用事業所に対して、あらかじめ機構から何らかのお知らせは送付されてきますか？

#### < 特定適用事業所該当事前のお知らせ >

- 令和 5 年 10 月から令和 6 年 7 月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 6 か月以上 50 人を超えたことが確認できる場合は、同年 9 月上旬に対象の適用事業所に対して「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付され、同年 10 月上旬に「特定適用事業所該当通知書」が送付されます（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせが送付されます）。

#### < 特定適用事業所に関する重要なお知らせ >

- 令和 6 年 8 月に、令和 5 年 10 月から令和 6 年 7 月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 5 か月 50 人を超えたことが確認できる場合（同年 9 月までに 1 か月以上 50 人を超えると特定適用事業所に該当する場合は、同年 9 月上旬に対象の適用事業所に対して事前勸奨状として「特定適用事業所に関する重要なお知らせ」が送付されます（法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に対してお知らせを送付します）。

	対象期間	超えた期間	人数	お知らせ配布時期
特定適用事業所該当事前のお知らせ	令和 5 年 10 月～ 令和 6 年 7 月までの各月	6 か月以上	50 人	令和 6 年 9 月上旬
特定適用事業所に関する重要なお知らせ		5 か月以上		

- また、令和 6 年 9 月にも同様の確認を行い、令和 5 年 10 月から令和 6 年 8 月までのうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 5 か月 50 人を超えたことが確認できる場合は、重要なお知らせは同年 10 月上旬にも送付がされます。

【厚生労働省より】

VOL.893  
(2402-4)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：君野・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

先日、映画館へ行ってきました。  
数年前までは仕事帰りにレイトショーを観て帰ることにハマっていたのですが、コロナ禍で足が遠のいてしまいました。  
久々の映画館でしたが、自宅でダラダラ動画配信を見るより頭がスッキリした気分になりました。  
コンサート用の音響機材を設置した「ライブ音響上映」という特別上映もあるそうなので、今度行ってみたいと思います！（奥田）



## 2 月労務スケジュール

- ・ 令和 5 年分個人所得税等の確定申告(2/16～3/15)
- ・ じん肺健康管理実施状況報告(～2/29 まで)